

令和4年度第2回室蘭市総合教育会議

会議録

## 令和4年度第2回室蘭市総合教育会議 会議録

### 1 日 時

令和4年8月26日（金）

開会 午後6時00分 閉会 午後6時40分

### 2 場 所

室蘭市役所 2階大会議室

### 3 次 第

#### 1. 議 題

(1) 室蘭市いじめ防止基本方針改訂

### 4 出席者

青山市長 伊藤教育長 奈良委員 前田委員 稲川委員 定廣委員

坂口教育部長 高田教育指導参事 西舘教育部次長

齋藤総務部総務課長 船橋教育部総務課長補佐 山口学校教育課長

山崎生涯学習課長 伏見図書館長

本野学校給食センター所長 椎名指導主事 棟方指導主事

坂口教育部長

定刻になりましたので、ただいまより令和4年度第2回室蘭市総合教育会議を開会いたします。総合教育会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、市長により設置される会議でございます。市長と教育委員会が意見交換する機会を設けることで、十分な意思疎通を図り、教育施策の方向性を共有しながら、連携して教育行政を推進することを目的としています。

それでは、お手元の次第に従いまして、本日の協議事項に入ります。ここからは、議長を市長に務めていただきます。よろしくお願いいたします。

青山市長

皆さま、お晩でございます。改めまして宜しく願いいたします。

本日の協議事項は、「室蘭市いじめ防止基本方針改訂」についての1つの協議事項となっております。

それでは、「室蘭市いじめ防止基本方針改訂」について、事務局の説明をお願いします。

棟方指導主事

それでは前回の6月29日の総合教育会議におきまして、いじめ不登校の状況報告の際、室蘭市いじめ防止基本方針の改訂を進めることについてお話させていただいておりましたが、さまざまなご意見をいただきまして改訂案がまとまりましたのでご報告いたします。

はじめに、本市におけるいじめ防止基本方針は、平成25年の「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、平成26年4月に策定しました。その後、平成30年7月に改訂を行ったところでございますが、このたびは、令和4年7月1日の「青少年問題協議会」から「青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」への組織改編のほか、「室蘭市いじめ防止対策審議会」の新設など、組織体制整備のほか、道内、管内における、いじめ重大事態の発生などを受け、大幅に改定を行おうとするものでございます。

次に、改訂の経過でございます。はじめに、教育委員会事務局におきまして、既存の内容にとらわれることなく、室蘭市としていじめ防止対策の取組む内容を策定し、新設の室蘭市いじめ防止対策審議会において7月8日に

審議し適正な内容との方針ではありましたが、参考の意見がありましたので、その内容を基本方針に取り込み修正しました。意見の内容は資料2の(2)の①いじめの傍観者となる児童生徒への配慮や聞き取りの重要性についてのほか、②から③までの発達障害やHSCなどの特性のある児童生徒への対応について、⑤の教員の児童生徒に対する言動の配慮についてでございます。その後組織改編した室蘭市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会を7月13日に開催し意見交換を行い、修正等の意見は無かったところでございます。

次に、いじめ防止基本方針の概要は、資料に記載のいじめ防止の基本的な考え方、いじめ防止の取組、重大事態の取組であります。内容について少し詳しくご説明いたします。

それでは、資料1ページ、室蘭市いじめ防止基本方針案をご覧ください。表紙をめくって1枚目でございます。

「はじめに」とし、本市のいじめ防止対策の最優先の目的として、「子どもたちの命を守る」こと。そして、本市教育施策の大綱の教育目標である「一人ひとりが夢を持ち、新たな時代に挑戦する力、生きる力を育む」ために、いじめ防止対策などを通じて、学校、家庭、地域、その他の関係機関が一体となって、いじめのない学校、地域を目指すとしております。

次に、内容でございますが、限られた時間でございますので、主なものをご説明させていただきます。1ページをご覧ください。はじめに第1章の「いじめ防止の基本的な考え方」についてご説明いたします。

項目1はこの基本方針策定の目的でございます。室蘭市全体でいじめのない社会を目指すこと、子どもの命を守るための取組等を定めるものであることをお示ししております。

項目2は、いじめの定義及び基本的理解でございます。

(1)のいじめの定義につきましては、いじめ防止対策推進法第2条の内容をお示ししております。(2)のいじめの基本的理解につきましては、第1に被害児童生徒の立場に立つて行うことなどを明記し、そして、児童生徒、

市民全体がいじめについて深く理解することにより、家庭、地域においてもいじめを見逃さない体制づくりに努めることなどを記載しております。

次に2ページをご覧ください。上段には、具体的ないじめの態様例を記載しております。(3)のいじめの構造につきまして、被害者、加害者、観衆、傍観者のいじめ四層構造を理解すること、また、被害者、加害者の関係が比較的短期間で入れ替わる場合があることなどについて記載しております。

次に、3ページ上段(4)の発達障害など集団への適応を苦手とする児童生徒等への理解につきまして、発達障害を持つ児童生徒の特性やHSCなど感受性が高い児童生徒への対応についての理解や対応について記載しております。この記述は、いじめ防止対策審議会の意見を反映したものとなっております。

3ページ中段からは項目3のいじめの解消でございます。いじめの解消は、3ページの(1)のいじめに係る行為が止んでいることと、(2)の被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件を満たす必要があることを記載しております。

次に、4ページからは項目4のいじめの防止でございます。いじめを防止するための基本の方向性を記載しております。いじめの防止に関して(1)のいじめの未然防止、(2)のいじめの早期発見、(3)のいじめの適切な対処、(4)の家庭や地域との連携、(5)の関係機関との連携については、スクールカウンセラーや医療機関との連携についても記載しております。

次に、6ページをご覧ください。第2章のいじめ防止の取組についてご説明いたします。項目1は室蘭市の取組でございます。(1)につきましては、この協議会、青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会の設置について、法、条例などの設置根拠のほか、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図ることなどの目的を記載しております。(2)のいじめ調査委員会の設置につきましても、設置根拠のほか、市町判断で設置される重大事態の再調査のための非常設の機関であることを記載しており

ます。項目2は教育委員会の取組でございます。(1)のいじめ防止対策審議会の設置につきましては、いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止対策を実効的に行うこと、及び重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査組織とすることを記載しております。

次に、7ページの中段(2)のいじめ未然防止・早期発見等に関することにつきましては、①の児童生徒の主體的な活動の推進から⑦の関係機関、学校、家庭、地域社会等との連携強化まで、具体的な取組を記載しており、その中で、特に③のいじめ早期発見のための定期的な調査等の実施において、いじめアンケート調査をこれまでの3回から5回以上に実施回数を増やしております。これは、本市におけるいじめ発見のきっかけがアンケート調査の割合が高く、早期発見と認知漏れがないようにすることを目的として増やしたものでございます。

次に、8ページの上段では、教育委員会の取組について、(3)の学校への指導・助言、(4)のいじめが改善しない場合の対応、(5)のその他の事項について記載しております。

次に、8ページの下段からは、項目3の学校の取組についてでございます。(1)の教職員が手本となるにつきましては、学校におけるいじめ防止の土台であり、教職員の人間関係が良好であることが大前提であること、相談しやすい関係づくりと全教職員が日常の言動で児童生徒を傷つけることがないように意識することについて、お示ししております。

次に、9ページからは(2)の学校の指導体制、(3)の学校いじめ対策組織の記載の次に、(4)のいじめを起こさせないための未然防止の取組については、①の学校いじめ基本方針の周知から11ページの⑩の地域スポーツ団体等との連携まで、具体的な取組を記載しております。その中で、11ページ上段の⑩の地域スポーツ団体等との連携については、少年団やクラブチームとの連携についても記載するなど、未然防止の取組については、学校だけではなく地域との連携が重要であることをお示ししております。

次に、学校の取組のうち、11ページの(5)の小さな変化・兆候を見逃さない取組につきましては、①の登校から下校までみんなで見守るから、12ページ下段以降の⑫の相談窓口の周知まで、具体的な取組を記載しております。その中では、特に子どもの命を守るために、12ページ、⑩の自殺を防ぐための取組をお示ししております。また、実効性を高めるために、13ページには自殺予防にかかわるチェックリストやいじめ相談窓口に関する記載も追加しております。

次に、学校の取組のうち、14ページの(6)の被害児童生徒を絶対を守るにつきましては、①のいじめ対処方針の作成では、被害児童生徒を守るための適切な事案対処について、基本事項に加え、15ページにはマニュアル例もお示ししております。

また、16ページでは、②の家庭との連携、③のいじめの対処等に係る関係機関との連携、④の解決が困難ないじめ問題が発生した場合の対応について記載しております。

次に、17ページでは、項目4の児童生徒の取組及び、項目5の保護者の取組について記載し、18ページでは、項目6の地域の取組、項目7のいじめ防止にかかわる取組の点検と見直しについて記載しており、いじめ防止は学校だけではなく、家庭や地域とも連携して取り組む必要性、さらに、毎年度の点検と見直しの必要性についても記載しております。

次に、19ページをご覧ください。第3章の重大事態への対処についてご説明いたします。項目1は重大事態の発生と調査・報告でございます。(1)の重大事態の定義については、重大事態のとらえ方について詳しく記載し「いじめの事実はない」「重大事態に至っていない」と学校が考えた場合であっても、いじめを見逃さないことを目的として記載しております。

次に、19ページの下段の(2)の学校による基本調査の実施から20ページ(5)の室蘭市いじめ防止対策審議会については、調査の主体、調査機関を明確にお示ししております。さらに、(6)の詳細調査の実施方法

につきましては、被害生徒児童からの聞き取り調査などについて、お示ししております。

また、21ページの(7)の自殺の背景調査における留意事項につきましては、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことなどについてお示ししております。

次に、22ページの(9)の調査結果の提供及び報告、公表につきましては、保護者への適切な情報提供や調査結果の報告のタイミング、公表に係る判断について記載しております。

次に、23ページは、重大事態への対処についての項目2の調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置についてでございます。(1)の再調査の実施、(2)のいじめ調査委員会の組織、(3)の再調査の結果を踏まえた措置について記載しております。

以上が室蘭市いじめ防止基本方針(案)の概要でございます。巻末の資料については、重大事態発生時の対応フローチャート図と児童生徒の自殺予防を目的としたリーフレットでございます。内容は以上でございます。この後でございますが、9月の総務常任委員会に報告を行った後、各学校に周知し、各学校におきましては学校毎に対応マニュアルとなるいじめ基本方針を策定して、いじめ防止対策を推進していくものでございます。私からの説明は以上でございます。

青山市長

ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問等はありませんか。

私の方から一つよろしいですか。内容については事前に拝見していたので特にありません。一番最後にありました今後の予定について、学校の方でマニュアルについて考えるということですが、先生方は今後どのような取組をされていくのか教えていただければと思います。

棟方指導主事

学校での取組についてですが、まずは基本方針の周知を徹底して対応を考えております。いじめの認識について先生方にしっかりと共通認識を持って取組んでもらうことで、市の基本方針として学校で作成する基本方針に

ついてしっかり理解を深めて対応していただくことを考えております。また、具体的な対応についても、学校でしっかり確認して対応いただこうと考えております。

青山市長

各学校で対応されるということは、それぞれの特徴やカラーが反映されていくということでしょうか。

棟方指導主事

既に各学校でいじめ基本方針を策定しているところです。こちらの基本方針案を踏まえてさらに改訂していただく方向で考えております。

青山市長

ほかに委員の皆様からご質問ございませんか。

奈良委員

重大事態に対する調査の中で、非常設の組織としては、市長の再調査の要請を受けた場合の一点のみということですが、そうそう起こることではないですが、各地でこのような組織の人材難ということを目にしましたので、弁護士会でも有意な人材が少ないと聞いています。もし、重大事態が急に起きた場合に対する準備はなされているのでしょうか。

坂口教育部長

まずは、教育委員会の機関であるいじめ防止対策審議会の方で専門の方5名に入ってください、4月から組織させていただきました。いじめ防止基本方針案や学校のいじめ防止対策についてのご意見も審議会でもいただきますが、重大事態が起きた場合は、いじめ防止対策審議会が調査機関になります。この機関は伊達市の方を中心に選出し承認をいただいております。もし、この調査が難航した場合は、個人的にはおそらく札幌市の方に依頼することになると考えております。現時点では、弁護士会や医師会、臨床心理士会、精神保健福祉士会など各団体の方に依頼をして室蘭の子どもと関わりのない方へのご照会をお願いしていくことになると思っております。事前に具体的な人材を決めているわけではありません。

青山市長

ほかにご質問やご意見ございませんか。

稲川委員

資料1で、2のいじめ防止基本方針改訂の経過の内容に「いじめ防止対策に本気で取り組む」とありますが、「真摯に取り組む」などの表現にした方が良いと思います。

坂口教育部長

このまま議会報告も考えておりましたので「真摯に」という表現に変更します。ありがとうございます。

稲川委員

それから、いじめ基本方針案のはじめにの「こどもの命を守る」というところですが、「最重要の目的であり」という表現ではなく「最重要の目的である」という形にした方が良いと思いました。また、以下にある「教師が全ての子どもの良いところを認め、褒めることが重要です。」という文についてですが、褒めることは良いと思いますが、例えば自尊感情を尊重するや育むなどの表現にした方が良いと思いました。いじめられたり不登校になる子どもたちは、自分を大切にするなど、自尊感情を育てあげることが大切だと思います。それから、2ページのいじめの四層構造についてですが、この中に教師は入らないのでしょうか。学校の中で教師の位置というのが非常に大事だということが文章の中にもありますが、教師は、最初に被害者が助けを求める存在だと思いますので、教師や部活の先生など、子どもの社会にとって大事な存在は学校のいじめの構造の中に入っていた方が良いと思いました。その中で、先生の発言がパワハラなどに捉えられることもあると思いますが、そういったことにも関与している事例がたくさんありますよね。

坂口教育部長

そうですね。いじめ問題を解決しようとして、教師が強い口調で話すと、教師からのいじめということになってしまいます。

稲川委員

それで教師へ向けての教育や講習が必要となってく

と思いますが、学校でのいじめの構造の中に、教師の役割を組み込めるのではないかと思いました。その判断は教育委員会でご判断下さい。

青山市長

これは国で発出しているものを引用しているのでしょうか。

棟方指導主事

国から引用しているものです。

稲川委員

教師というのは、救いを求められ、関わっている存在なので、重大な役割だと思います。

伊藤教育長

それぞれの層の部分の子どもたちと教師はどのように関わり対応していくべきか、ということを下段に入れておく方が良いと思います。例えば観衆となっている子どもたちに対してどのような働きかけをしていくべきかなど付け足すこともできます。

稲川委員

その下に、教師の重大な役割ということがあると、先生方も役割を再確認することができると思います。

奈良委員

組織の立派さなどは記載ありますが、教師の信頼については目に入りづらい部分があります。

伊藤教育長

貴重なご意見ありがとうございます。

坂口教育部長

教師が傍観者にならないよう、子どもたちだけの構造に対しての教師の姿勢を盛り込めないかという方向で考えます。

青山市長

基本的には子ども同士のいじめや喧嘩を想定されていると思いますが、実際にあってはならないことですが、ヒヤリハットとしてあったケースの中に教師が児童生徒をいじめるような加害した報告は上がっていますか。

棟方指導主事

子どもたちのいじめや喧嘩の中で指導する先生についてですが、教員の言葉のかけ方が熱意のあまりに強い口調になってしまい、それを子どもが怖いと感じてしまったケースはあったのではないかと考えます。しかしそれは、教員からの圧力というよりは熱意から来るものだったのではないかと思います。

坂口教育部長

7月に開催された審議会の中でも、実は教員の言葉に傷つく子どもがたくさんいるというお話をいただきましたので、稲川委員が仰るとおり視覚的にもう少し工夫した方が良いと思いました。

稲川委員

多くのはじまりが、先生に相談しても解決されないということで重大事案になっていってしまうのだと思います。適切不適切を考えると結果論でしかないので、先生方の負担も大きいと思います。じゃれ合いのように見えていたことがそうではないこともあると思いますので、複数の先生と共有し合うのが大切だと思います。結果論で責められる世の中なので、先生方も余裕を持った教育ができるようにならないのかと思います。

坂口教育部長

教員になりたい方も減ってきておりますし、先生が心を病んでしまう場合もあるので、教育委員会として先生をフォローすることは重要だと思います。

前田委員

参考にならないかもしれませんが、私は子どもが2人おり、担任の先生は全くタイプが違いました。ある先生は家庭訪問で家に来て下さって、子どもの話や世間話をして帰る方で、ある先生は家庭訪問はなく、参観日の際に出席した親と挨拶をする方でした。家庭訪問に来てくださった先生は年上の方でしたが、学校での自分の考え方などを話してくれるような方でしたので、何かあったときには相談しようという安心感を持ちました。また、若い先生の場合については、年上の保護者の方が先生を応援していました。つまり、家庭訪問など先生と接点を持てるような機会があることで、

親の解釈が変わってくると思いました。学校でしか会わない先生の場合は、最後まで相談しづらく感じていました。親は日々の子育てのことで精一杯で、広い目で将来のことまで考える余裕が持てないこともあるので、先生という立場の方が親しくしていただけると安心でした。

青山市長

先ほどの指摘事項など加筆・修正していただければと思います。ほかにございませんでしょうか。ないようでしたら、本日の協議事項を終了し、進行を事務局に返します。

坂口教育部長

大変貴重なご意見ありがとうございました。いただいたご意見を反映し、皆さまにお示しできればと思っております。これをもちまして、令和4年度第2回総合教育会議を終了いたします。本日は、ありがとうございました。